

世田谷区住宅条例が 一部改正されます

世田谷区では、区が取り組む住宅政策への基本的考え方や方向性などについて体系化を行い、その姿勢を明らかにするために「世田谷区住宅条例」(裏面、全文掲載)を制定しています。

このたび、住生活の向上をさらに促進するために、“**最低住戸専用面積の確保**”にかかる内容を一部変更します。

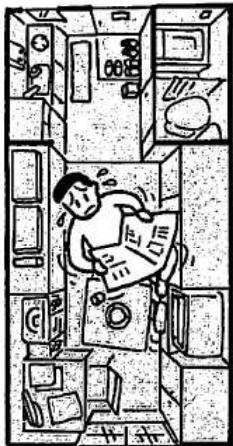
第13条

最低住戸専用面積の確保

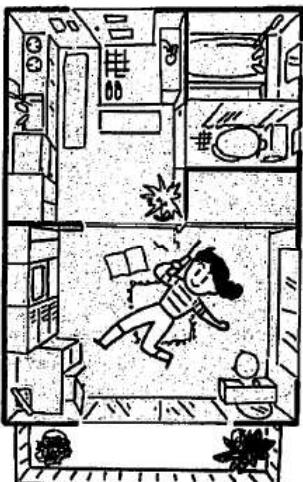
↓ 主に

単身者の住戸専用面積について、その水準が

18m²



25m²



になります。



これは、国が平成18年4月に新たに定めた住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）でも示された水準で、世田谷区においても良好な住宅の建設を進めるために、皆さんに一層のご理解、ご協力をお願いするものです。



●適用日 平成19年10月1日

(以降、建築確認申請等を申請する場合に、この規定が適用されます。)